

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

1 これまでの流れ

年度	月	主 要 事 項
11		改正住民基本台帳法公布（8月11日）
14	8月	住基ネット 第1次稼働（8月5日） ・住民票コードの通知 ・行政機関における本人確認情報の利用・提供
	2月	第1回山口県本人確認情報保護審議会（8月30日） 行政手続等オンライン化関係3法施行（2月3日） ・本人確認情報の利用可能事務を拡大（93事務→264事務） ・住基ネットを公的個人認証サービスに利用
15	8月	住基ネット 第2次稼働（8月25日） ・住民票の写しの広域交付 ・住基カードの交付 ・転入転出の特例
	1月	公的個人認証サービス開始 ・住基カードに秘密鍵・電子証明書を記録
21	4月	新住基カードの発行開始 ・偽変造対策を強化し、券面事項をICチップに収納
25	7月	改正住民基本台帳法施行（7月8日） ・外国人住民が住基ネットの対象として追加
27	9月	マイナンバー対応のためのシステム改修
	10月	改正住民基本台帳法施行（10月5日） ・個人番号を住民票の記載事項に追加 ・指定情報処理機関制度の廃止、地方公共団体情報システム機構への移行
	1月	改正住民基本台帳法施行（1月1日） ・マイナンバーカードへの移行 ・個人番号の提供・利用の開始 ・本人確認情報の利用事務を拡大（別表第1～第6）

2 本県の稼働状況

（1）機器の故障等

住基ネットの第1次稼働後、県内では大きなトラブル等は発生しておらず、平成29年度においても、順調に推移している。

（2）不正なアクセス等

住基ネット全国センター及び県監視センターにおいて、不正なアクセスは確認されていない。

3 住基ネット機器の更改

(1) 機器更改の必要性

- ・機器にはハードウェア保守期限があるため
- ・OS・業務アプリケーションには、ソフトウェア保守期限があるため

住基ネットの運用上、機器の不具合や故障時に交換部品が調達できない状況は、最大限回避すべきリスクであり、定期的な機器更改が不可欠である。

(2) 機器更改の周期

地方公共団体情報システム機構が、機器・ソフトウェア保守期限等を勘案し、「6年周期」の標準更改期間を設定している。

4 住基カードの交付状況

	制度開始～平成27年
山口県	92,006枚
全 国	9,604,114枚

※マイナンバー制度の施行に伴い、平成28年1月1日以降、住基カードの発行は終了し、マイナンバーカードへ切り替わった。

交付済みの住基カードは、その有効期間内（取得から10年間）に限り利用可能。

【参考】マイナンバーカードの交付状況等

- ・マイナンバーカードの交付状況（H29.8.31時点）

	交付枚数(枚)	交付率(%)	備 考
山口県	136,664	9.7	※マイナンバーカードは、社会保障や税等での利用場面が増加することが想定されている。
全 国	12,301,592	9.6	

- ・諸証明のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードをコンビニに設置してあるキオスク端末にかざし、専用線を通じて、サービス導入済団体から住民票の写し等証明書の交付を受けるもの。

市区町村窓口の閉庁時である早朝・深夜や土日祝日でも証明書を取得することができること、住民票のある市区町村に関わらず、最寄のコンビニエンスストアで証明書を取得できること等のメリットがある。

<全国の導入状況>（H29.8.15時点）

430 団体

<県内の導入状況>

市町名	実施時期	市町名	実施時期
下関市	平成24年7月	防府市	平成29年7月
宇部市	平成28年7月	山口市	平成29年11月

5 本人確認情報の利用状況

(1) 国の機関等及び地方公共団体の利用状況（平成 27 年度）

利用団体	利用件数	前年度比	事務内容
国の機関等	約 5 億 9,000 万件	+1,000	別表第 1 に掲げる事務
地方公共団体	(全国) 約 4,520 万件	+3,660	別表第 2～5 に掲げる事務 条例事務 外

(2) 山口県利用状況（平成 28 年度）

事務	利用件数	利用実績
別表 5	230,615 件	66 事務のうち 21 事務
県条例	14,072 件	※資料 2 別紙

(参考条文) 住民基本台帳法 第 30 条の 15 第 1 項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

- 一 別表第 5 に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。

(3) 全国の条例制定状況（H28. 4. 1 時点）

京都府及び沖縄県を除く 45 都道府県で条例を制定（平成 27 年度に青森県、新潟県、愛知県、徳島県及び鹿児島県の 5 県が制定）。

事務項目数が最も多いのは兵庫県の 87 項目、最も少ないのは愛知県の 2 項目。山口県は 56 項目。（事務の項目数は各県の条例上の項目数であり、利用事務数ではない。）

山口県は、平成 19 年 3 月 13 日に「本人確認情報を利用できる事務を定める条例」を制定。平成 21 年 3 月に「本人確認情報の利用及び提供に関する条例」に条例名を変更している。

6 セキュリティ確保対策

(1) 要綱等の整備状況（県・市町）

- ・運用管理要綱、緊急時対応計画を策定
- ・セキュリティ会議の設置など、セキュリティに対する庁内体制を整備
- ・システム障害や不正行為に迅速に対応するための危機管理体制を整備

(2) セキュリティチェックリストによる自己点検（市町）

住基ネットシステム及び庁内通信網のセキュリティ状況について、平成 14 年総務省告示第 334 号に基づき、総務省が作成したチェックリストにより、全市町が自己点検を実施。

<自己点検結果> (各項目 3 点満点)

※ 1 団体において 3.00 点未満となったが改善予定。 (単位：点)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県平均	3.00	3.00	3.00	3.00	2.99	2.99	2.99

(3) 監査法人によるセキュリティ監査 (市町)

総務省・住基全国センターが外部からの視点でセキュリティが確保されているか、また、専門的視点からの助言を行うため、監査を実施。

年 度	市 町 名	監査法人名
14	防府市、豊田町	あずさ監査法人
16	下松市、和木町	中央青山監査法人
17	光市、田布施町	あずさ監査法人
18	柳井市、平生町	新日本監査法人
19	山口市、萩市、山陽小野田市、上関町、阿武町	監査法人トーマツ
20	美祢市、和木町	あずさ監査法人
21	宇部市、周防大島町	有限責任監査法人トーマツ
22	下松市、岩国市	有限責任監査法人トーマツ
23	周南市	有限責任あずさ監査法人
24	田布施町	有限責任あずさ監査法人
25	光市	有限責任監査法人トーマツ
26	長門市	新日本有限責任監査法人
27	山口市 (H28年1月実施)	新日本有限責任監査法人
28	下関市 (H28年12月実施)	あらた有限責任監査法人
29	平生町 (H29年9月実施)	あらた有限責任監査法人

(4) 研修会の開催

総務省・住基全国センター共催で、平成 16 年度以降、年に 1 回、セキュリティ対策や運用上の留意点についての研修会を実施。

実施日	内 容
平成 29 年 5 月 9 日	住基ネットにおける情報セキュリティ対策 (地方公共団体向け番号制度説明会と併催)

(5) 緊急時対応訓練の実施

・ 県主催の訓練

実施時期	平成 29 年 9 月
対 象	県職員(本庁の業務端末機設置所属及び出先の全利用所属)
目 的	業務端末機に障害が発生した場合における連絡体制の確認・対処方法の検証
概 要	メール等による連絡 (市町課⇔業務端末設置所属及び出先の全利用所属)

・J-LIS 住基ネット全国センター主催の訓練

実施時期	平成 29 年 12 月
対 象	県及び市町職員(都道府県住基ネット担当者及び希望する市町住基ネット担当者(岩国市を除く 18 市町参加))
目 的	都道府県サーバ集約センターにおいてセキュリティ事故が発生した場合における緊急連絡先の確認・対処方法の検証
概 要	メール等による連絡 (J-LIS 住基ネット全国センター⇔県⇔市町)

【参考】住民基本台帳ネットワークシステムの概要図

